

平成23年5月10日
株式会社日本政策金融公庫

中小・小規模企業向け「東日本大震災復興特別貸付」の創設について

株式会社日本政策金融公庫（略称「日本公庫」）は、平成23年度第1次補正予算の成立を受け、中小・小規模企業の皆さま向けの融資制度「東日本大震災復興特別貸付」を創設し、5月23日（月）から取扱いを開始します（ご相談は事前に承ります）。

本融資制度は、東日本大震災の発生を受けて創設された貸付制度であり、既存の複数の融資制度を一本化し、融資限度額や金利引き下げ措置等を大幅に拡充したものです。とりわけ、直接・間接的に被害を受けた方に対しては、「別枠」をご用意しております。更に、風評被害等による影響から資金繰りが著しく悪化している方も貸付対象としています。

日本公庫は、今後も、国の施策に基づく政策金融機関として、中小・小規模企業の皆さまへの資金繰り支援を積極的に行ってまいります。

「東日本大震災復興特別貸付」のポイント

1. 制度概要

既存の震災対応融資制度を大幅に拡充し、特に直接被害者及び間接被害者に対しては「別枠」を用意しました。

2. 主な拡充内容（詳細は別紙参照）

<別枠の拡大>

直接被害及び間接被害を受けた方の融資限度額（別枠）を倍増。

（国民生活事業：3千万円→6千万円、中小企業事業：1.5億円→3億円）

※ご利用には市町村等が発行する罹災証明等が必要です。

<融資期間の延長>

直接被害を受けた方の設備資金に係る返済期間を延長。

（10年以内→20年以内。間接被害者は10年以内→15年以内）

<据置期間の延長>

直接被害を受けた方の据置期間を延長。

（2年以内→5年以内。間接被害者は2年以内→3年以内）

<金利の引き下げ>

適用金利の大幅な引き下げ（直接被害者は貸付後3年間▲0.9%→▲1.4%引下げ。間接被害者は貸付後3年間▲0.9%→最大▲1.4%引き下げ。）

※直接被害者については、国民生活事業は3千万円、中小企業事業は1億円の範囲内の適用となります。間接被害者については、両事業とも3千万円の範囲内の適用となります。

「東日本大震災復興特別貸付」の概要

(中小・小規模企業向け融資制度)

利用対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	融資利率
・震災により直接被害を受けた方	【国民生活事業】 6千万円(上乘せ)	設備資金 20年以内 (5年以内)	基準利率より0.5%引下げ 融資後3年間は、1億円(注2)まで基準利率より1.4%引下げ
・原発事故に係る警戒区域等(注1)内に事業所を有する方	【中小企業事業】 3億円(別枠)	運転資金 15年以内 (5年以内)	
間接被害を受けた方 (上記対象者の方と一定以上の取引がある方)		設備資金 15年以内 (3年以内) 運転資金 15年以内 (3年以内)	基準利率より最大0.5%引下げ(注3) 融資後3年間は、3千万円まで基準利率より最大1.4%引下げ
その他震災の影響により、売上等が減少している方など(風評被害等による影響を含む)	【国民生活事業】 4千8百万円 【中小企業事業】 7億2千万円	設備資金 15年以内 (3年以内) 運転資金 8年以内 (3年以内)	基準利率より最大0.5%引下げ(注3)

(注1) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

(注2) 中小企業事業の場合は1億円、国民生活事業の場合は3千万円。

(注3) 売上高等の減少で0.3%引下げ、雇用の維持・拡大を要件に0.2%引下げ